

名古屋大学附属図書館デジタルサイネージ機器広告掲載取扱要項

制 定 平成 29 年 6 月 30 日
改 正 平成 31 年 1 月 22 日
最終改正 平成 2 年 3 月 12 日

(目的)

第 1 この要項は、名古屋大学附属図書館（以下「図書館」という。）に設置するデジタルサイネージ機器（以下「サイネージ機器」という。）において、民間企業等の広告（以下「広告」という。）の掲載に関する必要な事項を定め、もって名古屋大学（以下「本学」という。）の学生等の学習、研究、課外活動その他の学生生活に寄与することを目的とする。

(サイネージ機器)

第 2 サイネージ機器とは、本学が選定した設置事業者（以下「設置事業者」という。）が設置するディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を提供するシステムで、視聴する者が表示機器を操作する双方向性のシステムを含むものとする。

(広告の掲載基準)

- 第 3 サイネージ機器に掲載する広告は、学生等の学習、研究、課外活動その他の学生生活に資する情報を提供するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは、サイネージ機器に掲載しないものとする。
- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 三 人権侵害、差別又は名誉・信用毀損のおそれがあるもの
 - 四 第三者に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - 五 政治性、宗教性その他の特定の主義主張にあたるもの
 - 六 事実と異なるもの若しくは虚偽であるもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの(誇大な表現を含む。)
 - 七 内容又は責任の所在が不明確であるもの
 - 八 比較広告又は懸賞広告にあたるもの
 - 九 美観風致を害するおそれがあるもの
 - 十 その他附属図書館長（以下「館長」という。）が本学の教育研究上又は図書館の利用環境上不適当であると認めるもの
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、サイネージ機器に掲載しないものとする。
- 一 風俗営業若しくはこれに類似した業種又は事業者
 - 二 貸金業
 - 三 酒類、たばこ（電子たばこを含む。）等の販売業
 - 四 賭博又はギャンブルに係る業種又は事業者
 - 五 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者
 - 六 違法又は不適切な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
 - 七 本学が発注する契約に関し、取引停止等の措置を受けている事業者
 - 八 民事再生又は会社更生手続中の事業者
 - 九 その他館長が本学の教育研究上又は図書館の利用環境上不適当であると認める業種又は事業者
- 4 広告の機能に動画又は音声が必要な場合、その再生の可否及び音量の大小は、館長が判断する。

(広告掲載の申込み等)

第4 広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、第3に基づき、希望する掲載内容を設置事業者に申し込むものとする。

2 設置事業者は、設置事業者が定める広告掲載基準に基づき審査した上で、この要項に合致する広告掲載の希望を取りまとめ、館長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第5 館長は、第4に基づき申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、設置事業者に通知するものとする。

2 設置事業者は、広告主に掲載の可否を回答するものとする。

(広告主の責任等)

第6 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告の作成費等は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第7 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

一 設置事業者から広告取消しの申し出があったとき。

二 この要項に違反したとき。

三 その他館長が広告掲載することが不相当と認めたとき。

2 広告の掲載を取り消す場合、館長は、設置事業者に通知しなければならない。

(広告掲示の休止)

第8 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置事業者に通知することなく広告の掲示を休止することができる。

一 図書館の休館日及び休館時間。

二 図書館が停電するとき。

三 使用するネットワーク環境が休止するとき。

四 サイネージ機器が正常に動作しないとき。

五 サイネージ機器付近で館長が認めた者が行事を行うとき。

六 設置事業者から広告掲示休止の申し出があったとき。

七 この要項に違反したとき。

八 その他館長が本学の教育研究上又は図書館の利用環境上必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、年末年始の休館期間を除き3日以上広告掲示を休止する場合は、館長は、設置事業者に休止を通知しなければならない。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、附属図書館図書館委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 31 年 1 月 22 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。